

ID: 121

担当部署: 人権推進課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町人権啓発センター条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第112号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用許可の取消し等) 第11条 所長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の1に該当する場合は、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、もしくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例、又は規則等に違反したとき。 (2) 所長が行う指示に従わないとき。 (3) 第8条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日